

③『外国人材』国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
1 浜松市	国土縮図型都市における持続可能な都市経営モデル特区	日系4世を在留資格「定住者」として受入れる。	2018年7月に日系4世が在留資格「特定活動」の対象となり、日本での就労が可能となったが、年齢、日本語能力、受け入れサポート一確保等の要件を満たす必要があることから、受け入れが低調になっているとされている。	・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件	就労制限のない在留資格「定住者」に日系4世を追加する。	法務省	日系四世の方については、日本社会との関係性が、日系二世・三世の方々と同様とまではいえないところ、日系四世の方に「定住者」としての在留を認める上では、日本語能力などの従来の日系三世の受入れにおける問題点が未解決であること、経済社会情勢による影響を受けやすいこと、日系四世のみならず家族を含めた受入環境の整備状況を勘案する必要があることなどから、慎重に検討を行う必要があり、現時点において日系四世に日系三世と同じ「定住者」として在留を認めるることは困難である。 もっとも、平成30年から受入れを開始している「日系四世の更なる受入れ制度(「特定活動(43号)」)」は、若い日系四世の方に日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めもらい、日本と現地日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とするものであり、より多くの日系四世の方々に本制度を利用していただけるよう、制度や運用の改善の可能性について引き続き検討する必要があると考えている。	日系四世の方を「定住者」としての在留を認める場合に懸念される日本語能力や受入環境等の課題については、在留外国人の状況や多文化共生に関する取組みの熟度等地域により異なると考える。本市に暮らすブラジル国籍者は9,574人(10/1現在)と全国最多であり、平成21年度には日本で3番目のブラジル総領事館が開設されている。外国人市民への日本語教室やボルトガル語による相談体制、外国人児童の不就学解消への取り組みは全国的にも先進的である。このため、日系四世の方を受入に係る諸課題を地域で解決する関係機関の協働体制が整っている本市を特区指定し「日系四世の方への定住者在留資格の付与」の規制緩和を求めるものである。	法務省	滞在期間に制限がなく、家族の帯同も可能な外国人の受入れ範囲を拡大する場合には、国民的コンセンサスを踏まえつつ、幅広い観点から検討していく必要があると考えている。